

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月23日
【発行者名】	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【電話番号】	03-6267-1955
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い） マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：AコースおよびBコースの合計で200億円を上限とします。 継続申込期間：AコースおよびBコースの合計で5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2022年6月1日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

①～②（略）

③ ファンドの特色

01 主に中国の政府、政府機関または企業等が発行する人民元建てまたは米ドル建て等の債券に投資を行います。

- 「マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて投資を行います。
- マザーファンドの運用はマニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッドが担当します。
- 投資対象となる債券および発行体の信用力調査は、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの香港および上海拠点などで行います。

02 実質的な人民元建債券への投資を通じて、インカム収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 米ドル建債券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 米ドル建資産については原則として、米ドル売り人民元買いの為替予約取引またはNDF取引を行い、実質的に人民元建資産とします。

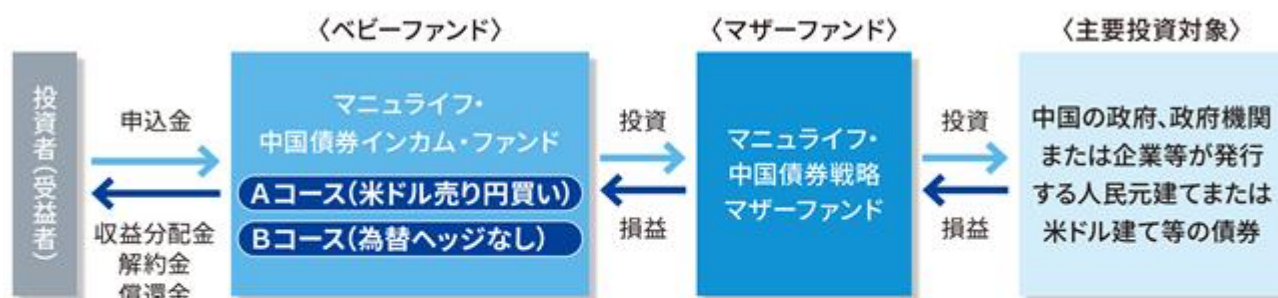
03 Aコース（米ドル売り円買い）、Bコース（為替ヘッジなし）の2つのコースからお選びいただけます。

- Aコースは実質組入外貨建資産については、米ドル売り円買いの為替予約取引を行います。米ドルと人民元間の為替変動リスクが生じます。
- Bコースは対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



*マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

アジア債券運用で高い実績を誇るマニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK) リミテッドが運用を行います。

- 当運用チームの中国債券運用の受託残高は、約46億米ドル(2021年12月末現在)にのびります。
- 中国債券運用チームは20名を超える運用プロフェッショナルを擁しており(2021年12月末現在)、香港、上海などを拠点とするアナリストおよび現地合併会社の情報網を活用して債券および発行体の信用力調査および分析を行います。



※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 米ドル建債券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

<訂正後>

①～②（略）

③ ファンドの特色

01 主に中国の政府、政府機関または企業等が発行する人民元建てまたは米ドル建て等の債券に投資を行います。

- 「マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて投資を行います。
- マザーファンドの運用はマニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッドが担当します。
- 投資対象となる債券および発行体の信用力調査は、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの香港および上海拠点などで行います。

02 実質的な人民元建債券への投資を通じて、インカム収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 米ドル建債券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 米ドル建資産については原則として、米ドル売り人民元買いの為替予約取引またはNDF取引を行い、実質的に人民元建資産とします。

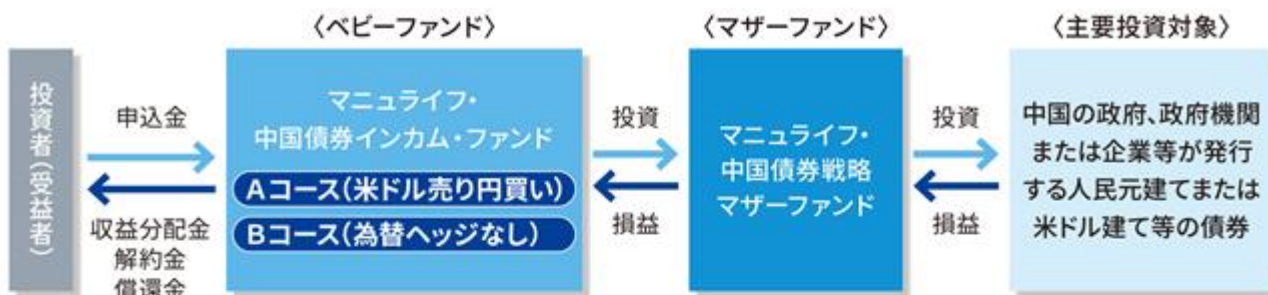
03 Aコース（米ドル売り円買い）、Bコース（為替ヘッジなし）の2つのコースからお選びいただけます。

- Aコースは実質組入外貨建資産については、米ドル売り円買いの為替予約取引を行いますが、米ドルと人民元間の為替変動リスクが生じます。
- Bコースは対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



* マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

アジア債券運用で高い実績を誇るマニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッドが運用を行います。

- 当運用チームの中国債券運用の受託残高は、約51億米ドル(2022年6月末現在)にのびります。
- 中国債券運用チームは20名を超える運用プロフェッショナルを擁しており(2022年10月末現在)、香港、上海などを拠点とするアナリストおよび現地合併会社の情報網を活用して債券および発行体の信用力調査および分析を行います。



※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・フィナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 米ドル建債券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2022年6月24日

当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

<訂正後>

2022年6月24日

当初設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

① （略）

② 委託会社の概況（2022年4月1日現在）

1. 資本金の額

1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日

エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジ
メント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日

社団法人日本証券投資顧問業協会※加入

2007年9月30日

投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変
更

2016年4月28日

第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合
併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2020年4月 1日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会
社に商号変更

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

<訂正後>

① （略）

② 委託会社の概況（2022年12月末現在）

1. 資本金の額

1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日

エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジ
メント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日

社団法人日本証券投資顧問業協会※加入

2007年9月30日

投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変
更

2016年4月28日

第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合
併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2020年4月 1日 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
に商号変更

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

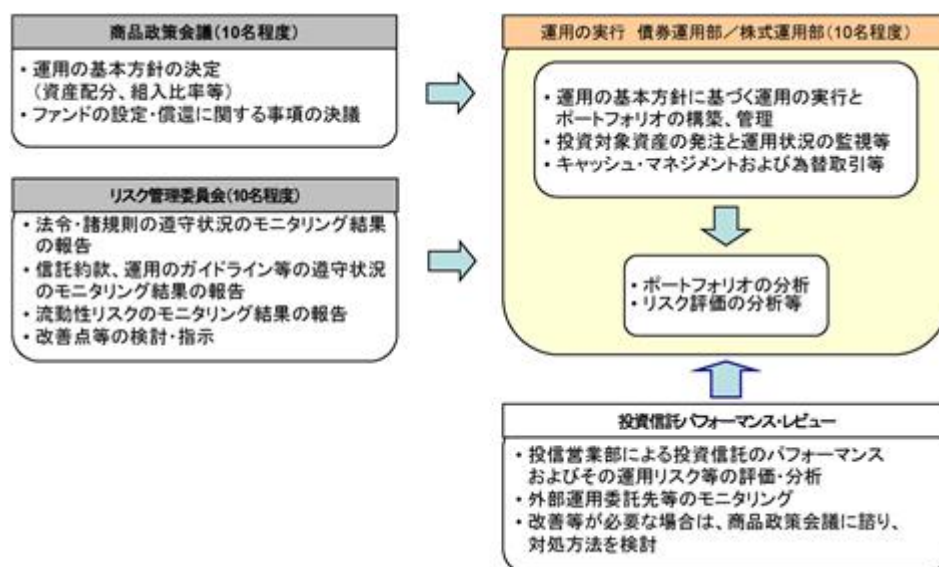
3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>



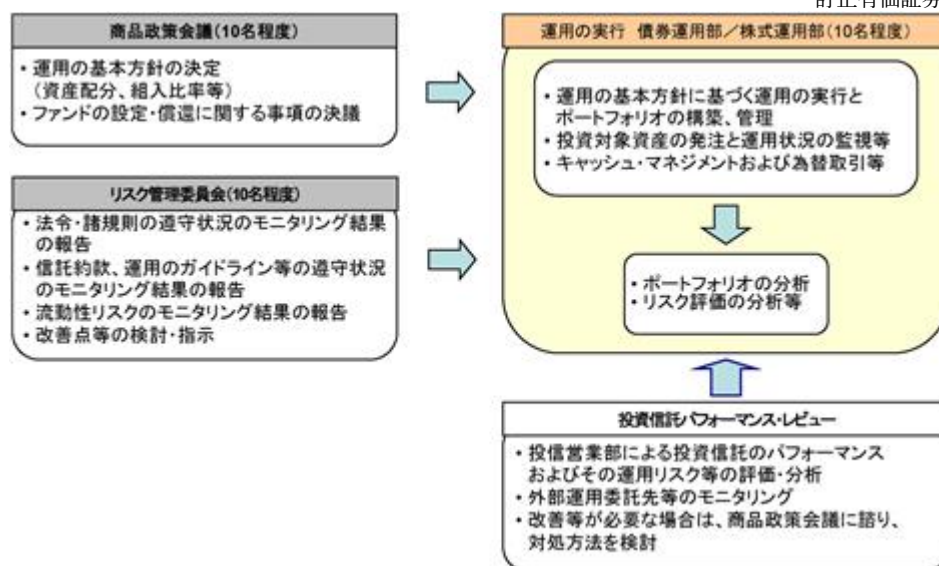
商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2022年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 投資リスク

(注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。)

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

<主な変動要因>

①～⑥ (略)

＜その他の留意点＞

①～②（略）

- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

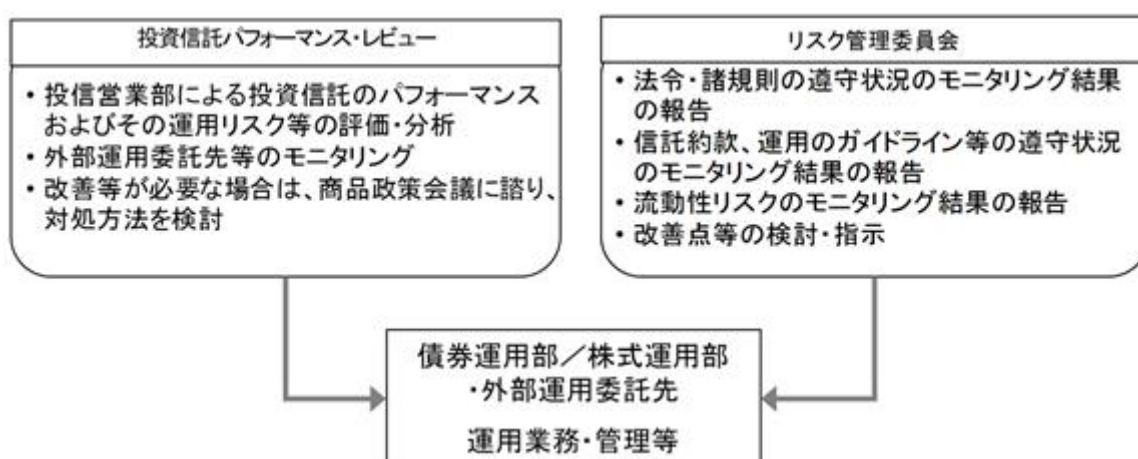
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

④～⑦（略）

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんのでご留意下さい。

（２）投資リスクに対する管理体制

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。
----------	---

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2022年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2022年6月24日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

<訂正後>

(1) 投資リスク

(注:投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。)

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

<主な変動要因>

①～⑥（略）

<その他の留意点>

①～②（略）

③ 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

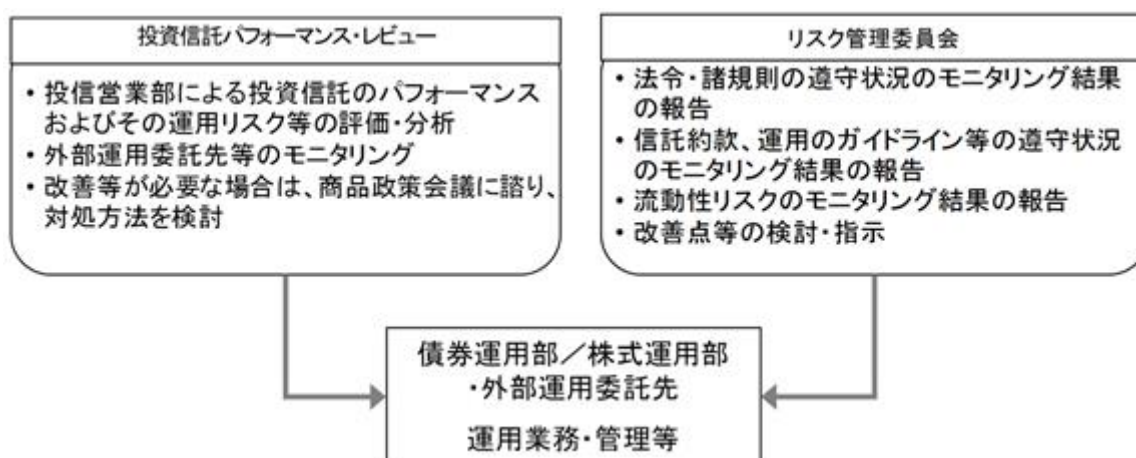
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

④～⑦（略）

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんのでご留意下さい。

（２）投資リスクに対する管理体制

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。
----------	---

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、投信営業部長、人事部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

Aコース(米ドル売り円買い)

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2022年6月24日であるため、2022年6月末以降の分配金再投資基準価額を表示しています。当ファンドの年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2022年6月24日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

Bコース(為替ヘッジなし)

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2022年6月24日であるため、2022年6月末以降の分配金再投資基準価額を表示しています。当ファンドの年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2022年6月24日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

- ・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
毎 日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書類の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額^注）を左記の合計額とみなします。
都 度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。) 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注) 委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

<訂正後>

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

- ・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
毎 日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書類の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	<u>ファンドの純資産総額に 対して年率0.2%（税込） を上限として合理的に見 積もった額が毎日計上さ れ、ファンドから支払わ れます。</u>
都 度	組入る有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	<u>実額(消費税等相当額を含 みます。)</u>

※その他の手数料等は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① （略）

② 法人の受益者に対する課税
（略）

***上記は2022年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

***税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

（以下略）

＜訂正後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① （略）

② 法人の受益者に対する課税
（略）

***上記は2022年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

***税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

（以下略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は当ファンドの2022年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

(1)【投資状況】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,863,158,356	96.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	97,619,551	3.29
合計（純資産総額）	—	2,960,777,907	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	272,960,974	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△67,964	△0.02
合計（純資産総額）	—	272,893,010	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・中国 債券戦略マザーファ ンド	2,970,081,283	0.9997	2,969,190,259	0.9640	2,863,158,356	96.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.70
合計	96.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・中国 債券戦略マザーファ ンド	283,154,538	1.0071	285,164,936	0.9640	272,960,974	100.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	売建	20,745,000.00	2,821,707,725	2,723,403,600	△91.98

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率です。

（注2）為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(参考) マニュライフ・中国債券戦略マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	香港	94,899,455	3.02
	中国	1,114,232,804	35.53
	小計	1,209,132,259	38.55
特殊債券	香港	208,883,393	6.66
	シンガポール	57,335,220	1.82
	中国	1,297,946,354	41.38
	小計	1,564,164,967	49.87
社債券	アメリカ	95,440,802	3.04
	イギリス	36,171,665	1.15
	香港	56,994,645	1.81
	英ヴァージン諸島	37,738,194	1.20
	小計	226,345,306	7.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	136,317,186	4.34
合計(純資産総額)		3,135,959,718	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	11,000,000	1,881.32	206,946,238	1,883.20	207,152,179	1.99	2025/4/9	6.60
2	中国	特殊債券	CHINA CINDA ASSET MANAGE	10,000,000	2,016.62	201,662,098	2,005.99	200,599,204	4.75	2027/4/14	6.39
3	中国	特殊債券	PEOPLE'S BANK OF CHINA	10,000,000	1,901.59	190,159,000	1,902.05	190,205,114	2.09	2023/2/22	6.06
4	中国	特殊債券	STATE GRID CORP OF CHINA	10,000,000	1,906.74	190,674,521	1,884.64	188,464,683	3.04	2027/7/28	6.00
5	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	8,000,000	1,901.92	152,154,278	1,897.21	151,777,307	1.88	2023/7/15	4.83
6	中国	特殊債券	CHINA DEVELOPMENT BANK	6,000,000	1,953.15	117,189,325	1,939.92	116,395,563	3.3	2026/3/3	3.71
7	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	6,000,000	1,923.32	115,399,396	1,913.42	114,805,484	2.84	2024/4/8	3.66
8	香港	特殊債券	HONG KONG MORTGAGE CORP	6,000,000	1,902.02	114,121,718	1,898.33	113,899,953	3.4	2025/10/25	3.63
9	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	2,086.05	104,302,972	2,060.48	103,024,343	3.72	2051/4/12	3.28
10	中国	特殊債券	AGRICULTURAL DVLP BANK C	5,000,000	1,945.92	97,296,088	1,944.67	97,233,935	3.45	2025/9/23	3.10

11	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	1,945.89	97,294,567	1,941.82	97,091,249	3.12	2026/12/5	3.09
12	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	1,936.58	96,829,248	1,933.13	96,656,964	3.03	2026/3/11	3.08
13	中国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK OF CH	5,000,000	1,928.24	96,412,230	1,931.44	96,572,353	3.22	2026/5/14	3.07
14	中国	特殊債券	CHINA DEVELOPMENT BANK	5,000,000	1,927.83	96,391,978	1,930.47	96,523,758	3.18	2026/4/5	3.07
15	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	1,931.19	96,559,698	1,926.38	96,319,356	3.01	2028/5/13	3.07
16	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	1,924.28	96,214,464	1,916.94	95,847,248	2.85	2027/6/4	3.05
17	中国	特殊債券	AGRICULTURAL DVLP BANK C	5,000,000	1,910.59	95,529,892	1,910.42	95,521,430	2.78	2024/7/21	3.04
18	アメリカ	社債券	CITIGROUP GLOBAL MARKETS	5,000,000	1,909.57	95,478,834	1,908.81	95,440,802	4	2024/4/28	3.04
19	香港	特殊債券	MTR CORP	5,000,000	1,898.92	94,946,293	1,899.66	94,983,440	3.45	2025/7/8	3.02
20	香港	国債証券	HONG KONG GOVERNMENT	5,000,000	1,910.60	95,530,176	1,897.98	94,899,455	3	2026/11/30	3.02
21	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	5,000,000	1,902.95	95,147,862	1,894.64	94,732,319	2.26	2025/2/24	3.02
22	中国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK OF CH	3,000,000	2,088.29	62,648,814	2,083.01	62,490,524	4.89	2028/3/26	1.99
23	中国	特殊債券	CHINA DEVELOPMENT BANK	3,000,000	1,928.54	57,856,409	1,937.85	58,135,600	3.34	2025/7/14	1.85
24	中国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK OF CH	3,000,000	1,918.86	57,565,864	1,919.46	57,584,068	3.14	2024/4/2	1.83
25	シン ガ ポ ー ル	特殊債券	BOC AVIATION LTD	3,000,000	1,956.73	58,702,083	1,911.17	57,335,220	5.5	2024/2/26	1.82
26	香港	社債券	HKCG FINANCE LTD	3,000,000	1,895.88	56,876,556	1,899.82	56,994,645	3	2023/10/30	1.81
27	中国	国債証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	3,000,000	1,898.56	56,956,937	1,894.21	56,826,355	2.75	2029/6/15	1.81
28	中国	特殊債券	CHN CONSTRUCT BK/LONDON	2,000,000	1,917.75	38,355,070	1,911.00	38,220,122	3.4	2024/5/17	1.21
29	英 グ ァ ー ジ ン 諸 島	社債券	WHARF REIC FINANCE BVI L	2,000,000	1,889.41	37,788,396	1,886.90	37,738,194	3.7	2025/7/16	1.20
30	イ ギ リ ス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	2,000,000	1,842.16	36,843,307	1,808.58	36,171,665	3.4	2027/6/29	1.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率（％）
国債証券	38.55
特殊債券	49.87
社債券	7.21
合計	95.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2022年 6月末日	3,088,608,971	—	0.9960	—
2022年 7月末日	3,084,567,480	—	0.9947	—
2022年 8月末日	3,038,513,575	—	0.9798	—
2022年 9月末日	2,948,559,524	—	0.9508	—
2022年10月末日	2,881,830,883	—	0.9293	—
2022年11月末日	2,901,303,160	—	0.9356	—
2022年12月末日	2,960,777,907	—	0.9548	—

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2022年 6月末日	136,655,304	—	1.0097	—
2022年 7月末日	299,162,713	—	0.9953	—
2022年 8月末日	303,995,128	—	1.0113	—
2022年 9月末日	310,864,645	—	1.0251	—
2022年10月末日	291,905,030	—	1.0287	—
2022年11月末日	276,858,593	—	0.9756	—
2022年12月末日	272,893,010	—	0.9573	—

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率 (%)
第1期中	自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日	△5.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	収益率（％）
第1期中	自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日	△4.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第1期中	自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日	3,101,049,343	—	3,101,049,343

(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1期中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第1期中	自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日	304,540,100	19,488,107	285,051,993

(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

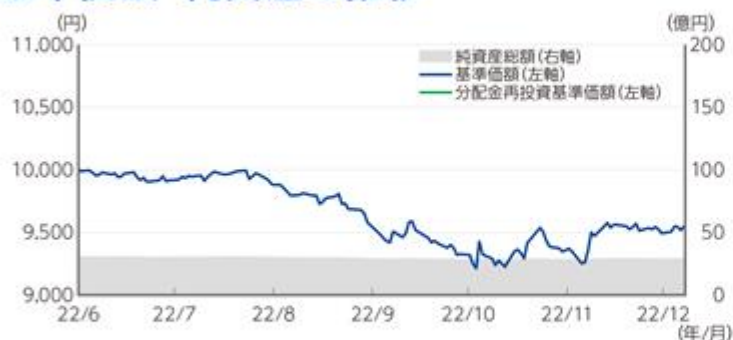
(注2)第1期中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

2022年12月30日現在

Aコース(米ドル売り円買い)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	9,548円
純資産総額	29.6億円

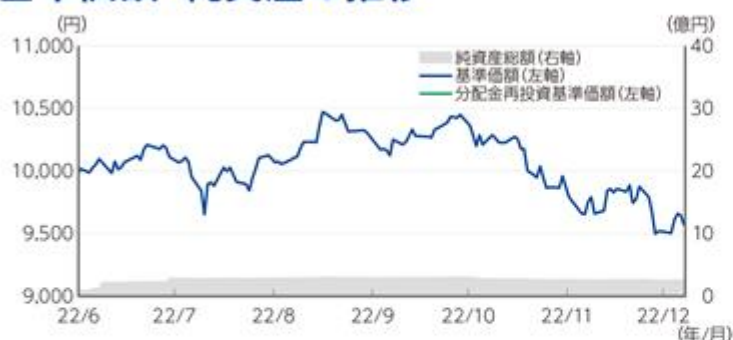
分配の推移(1万口当たり、税引前)

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
直近1年間合計	—
設定来合計	—

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

Bコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	9,573円
純資産総額	2.7億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
直近1年間合計	—
設定来合計	—

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

主な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

■ ポートフォリオ特性

	特性値
最終利回り	2.74%
直接利回り	3.00%
平均クーポン	3.05%
残存年数	3.6年
修正デュレーション	3.0年
平均格付け	A+

※特性値（平均格付けを除く）はマザーファンドの数値を記載しています。平均格付けは債券現物部分について計算しています。

※最終利回り、修正デュレーションおよび残存年数については、償還日または繰上償還日を考慮して計算しています。

※組入債券の格付けは、S&P、Moody's、Fitchの銘柄格付けをもとに当社が独自の基準に基づき付与しており、平均格付けはこれらを加重平均して算出したものです。

※平均格付けは当ファンドおよび当マザーファンドに係る信用格付けではありません。

■ 資産別構成比

	比率
人民元建資産	97.1%
米ドル建資産	0.0%
現預金等	2.9%

<ご参考>

為替ヘッジプレミアム/コスト	-2.71%
----------------	--------

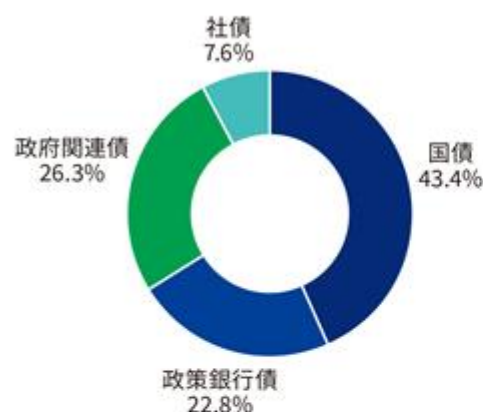
※構成比は純資産総額に対する比率です。

※為替ヘッジプレミアム/コストは、中国元と米ドルの3ヵ月先渡為替レートおよびスポットレートを使用し、年率換算して試算したものです。日々の変動が大きいため、20日移動平均を使用しています。実際の為替ヘッジプレミアム/コストとは異なります。数字がマイナスの場合は為替ヘッジコストを示します。

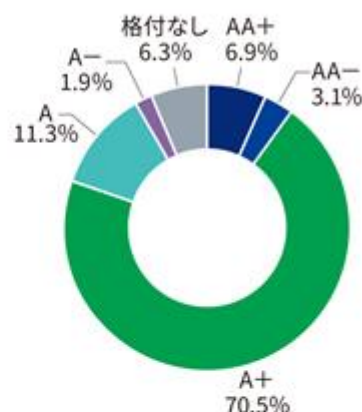
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

2022年12月30日現在

■ 債券種別構成比



■ 格付別構成比



※構成比は債券現物部分について計算しています。

※数値を四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。

※政府関連債は、国または地方政府が株式を一部保有する企業の債券を指します。

※組入債券の格付けは、S&P、Moody's、Fitchの銘柄格付けをもとに当社が独自の基準に基づき付与したものです。

■ 組入上位10銘柄

(組入数:30銘柄)

	銘柄名	種別	国	通貨	格付け	クーポン	償還日	組入比率
1	中国国債	国債	中国	人民元	A+	1.990%	2025/04/09	6.7%
2	中国信達資産管理	政府関連債	中国	人民元	A	4.750%	2027/04/14	6.6%
3	中国国家電網	政府関連債	中国	人民元	A+	3.040%	2027/07/28	6.1%
4	中国人民銀行	中央銀行	中国	人民元	格付なし	2.090%	2023/02/22	6.1%
5	中国国債	国債	中国	人民元	A+	1.880%	2023/07/15	4.9%
6	中国国家開発銀行	政策銀行債	中国	人民元	A+	3.300%	2026/03/03	3.8%
7	中国国債	国債	中国	人民元	A+	2.840%	2024/04/08	3.7%
8	香港按揭証券	政府関連債	香港	人民元	AA+	3.400%	2025/10/25	3.7%
9	中国国債	国債	中国	人民元	A+	3.720%	2051/04/12	3.3%
10	中国国債	国債	中国	人民元	A+	3.030%	2026/03/11	3.2%

※政府関連債は、国または地方政府が株式を一部保有する企業の債券を指します。

※組入債券の格付けは、S&P、Moody's、Fitchの銘柄格付けをもとに当社が独自の基準に基づき付与したものです。

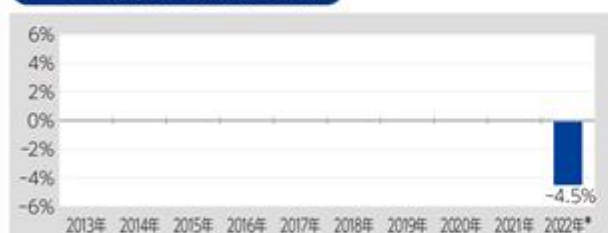
※償還日は繰上償還日を考慮しています。

※組入比率は純資産総額に対する比率です。

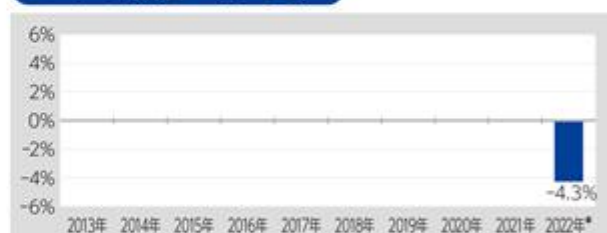
※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間収益率の推移

Aコース(米ドル売り円買い)



Bコース(為替ヘッジなし)



*2022年:2022年6月24日～2022年12月末の収益率

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2022年6月24日（設定日）から2022年12月23日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間 (2022年12月23日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	2,845,931,885
派生商品評価勘定	97,988,802
未収入金	18,263,178
流動資産合計	2,962,183,865
資産合計	2,962,183,865
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	492,954
未払委託者報酬	16,431,978
その他未払費用	1,338,246
流動負債合計	18,263,178
負債合計	18,263,178
純資産の部	
元本等	
元本	3,101,049,343
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△157,128,656
元本等合計	2,943,920,687
純資産合計	2,943,920,687
負債純資産合計	2,962,183,865

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間	
自	2022年 6月24日
至	2022年12月23日
営業収益	
有価証券売買等損益	△116,422,715
為替差損益	△22,442,476
営業収益合計	△138,865,191
営業費用	
受託者報酬	492,954
委託者報酬	16,431,978
その他費用	1,338,246
営業費用合計	18,263,178
営業利益又は営業損失（△）	△157,128,369
経常利益又は経常損失（△）	△157,128,369
中間純利益又は中間純損失（△）	△157,128,369
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	287
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	287
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△157,128,656

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	当中間計算期間 2022年12月23日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,101,000,000円 49,343円 －円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,101,049,343口
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 中間計算期間末日における1万口当たり純資産額	0.9493円 9,493円
4. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は157,128,656円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	当中間計算期間 自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.35%以内の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	当中間計算期間 2022年12月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

当中間計算期間（2022年12月23日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,821,707,725	—	2,723,718,923	97,988,802
	アメリカドル	2,821,707,725	—	2,723,718,923	97,988,802
合計		2,821,707,725	—	2,723,718,923	97,988,802

（注）時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ②中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - （ア）中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - （イ）中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

【マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

当中間計算期間 (2022年12月23日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	271,318,678
未収入金	1,820,879
流動資産合計	273,139,557
資産合計	273,139,557
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	46,813
未払委託者報酬	1,560,216
その他未払費用	213,850
流動負債合計	1,820,879
負債合計	1,820,879
純資産の部	
元本等	
元本	285,051,993
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△13,733,315
元本等合計	271,318,678
純資産合計	271,318,678
負債純資産合計	273,139,557

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

当中間計算期間 自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日	
営業収益	
有価証券売買等損益	△13,648,439
営業収益合計	△13,648,439
営業費用	
受託者報酬	46,813
委託者報酬	1,560,216
その他費用	213,850
営業費用合計	1,820,879
営業利益又は営業損失（△）	△15,469,318
経常利益又は経常損失（△）	△15,469,318
中間純利益又は中間純損失（△）	△15,469,318
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	230,812
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,106,277
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,106,277
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,462
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,462
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△13,733,315

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他中間財務諸表作成のための重要な事項	該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	当中間計算期間 2022年12月23日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	107,008,878円
期中追加設定元本額	197,531,222円
期中一部解約元本額	19,488,107円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	285,051,993口
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9518円
中間計算期間末日における1万口当たり純資産額	9,518円
4. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,733,315円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	当中間計算期間 自 2022年 6月24日 至 2022年12月23日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.35%以内の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	当中間計算期間 2022年12月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2022年12月23日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	11,361,319
金銭信託	98,126,385
国債証券	1,202,388,098
特殊債券	1,555,457,144
社債券	224,997,390
未収利息	26,195,184
前払費用	18,692,826
流動資産合計	3,137,218,346
資産合計	3,137,218,346
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,084,057
その他未払費用	6,111
流動負債合計	20,090,168
負債合計	20,090,168
純資産の部	
元本等	
元本	3,253,235,821
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△136,107,643
元本等合計	3,117,128,178
純資産合計	3,117,128,178
負債純資産合計	3,137,218,346

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2022年12月23日現在
1. 元本の推移 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 100,000円 同期中における追加設定元本額 3,473,978,427円 同期中における解約元本額 220,842,606円 同期末日における元本の内訳 マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い） 2,970,081,283円 マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし） 283,154,538円 合計 3,253,235,821円	
2. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,253,235,821口
3. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9582円 9,582円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は136,107,643円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2022年12月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）

I 資産総額	5,783,170,206円
II 負債総額	2,822,392,299円
III 純資産総額（I－II）	2,960,777,907円
IV 発行済口数	3,101,049,343口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9548円
（1万口当たり純資産額）	（9,548円）

マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

I 資産総額	272,960,974円
II 負債総額	67,964円
III 純資産総額（I－II）	272,893,010円
IV 発行済口数	285,051,993口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9573円
（1万口当たり純資産額）	（9,573円）

（参考）

マニユライフ・中国債券戦略マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3,135,967,596円
II 負債総額	7,878円
III 純資産総額（I－II）	3,135,959,718円
IV 発行済口数	3,253,235,821口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9640円
（1万口当たり純資産額）	（9,640円）

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

<訂正前>

(1) 資本金の額（2022年4月1日現在）

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 2,027株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額（2022年12月末現在）

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 2,027株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(以下略)

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	19	37,359
追加型株式投資信託	47	666,133
株式投資信託 合計	66	703,493
単位型公社債投資信託	4	11,625
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	4	11,625
総合計	70	715,118

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）の財務諸表及び第19期事業年度に係る中間会計期間（令和 4年 4月 1日から令和 4年 9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (令和 3年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 4年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			2,705,534			3,289,315	
2. 前払費用			20,071			22,928	
3. 未収運用受託報酬	※ 2		870,412			705,950	
4. 未収投資助言報酬			44,562			40,497	
5. 未収委託者報酬			263,661			884,137	
6. その他未収収益			143,276			175,839	
7. その他流動資産			1,506			792	
流動資産計			4,049,025	90.0		5,119,461	92.9
II 固定資産							
1. 有形固定資産			41,393			41,246	
(1) 建物	※ 1	25,050			27,224		
(2) 器具備品	※ 1	16,342			14,022		
2. 無形固定資産			6,266			8,059	
(1) ソフトウェア		6,266			8,059		
3. 投資その他の資産			404,302			339,705	
(1) 繰延税金資産		286,235			221,737		
(2) 敷金		118,067			117,775		
(3) 投資有価証券		—			192		
固定資産計			451,962	10.0		389,012	7.1
資産合計			4,500,987	100.0		5,508,473	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払金			233,146			492,711	
(1) 未払消費税等		133,654			78,962		
(2) 未払代行手数料		99,360			413,573		
(3) その他未払金		131			175		
2. 未払費用	※ 2		509,070			448,880	
3. 未払法人税等			134,699			209,689	
4. 役員賞与引当金			22,343			36,882	
5. 賞与引当金			140,612			166,913	
6. 預り金			40,777			39,673	
7. 前受収益			—			9,886	
流動負債計			1,080,649	24.0		1,404,637	25.5
II 固定負債							
1. 役員賞与引当金			—			14,900	
2. 賞与引当金			20,980			59,876	
3. 長期前受収益			—			71,963	
固定負債計			20,980	0.5		146,740	2.7
負債合計			1,101,630	24.5		1,551,378	28.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			140,500	3.1		140,500	2.6
2. 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.9	85,500		1.6
3. 利益剰余金			3,173,357			3,731,100	
(1) その他利益剰余金		3,173,357			3,731,100		
(i) 繰越利益剰余金		3,173,357		70.5	3,731,100		67.7
株主資本計			3,399,357			3,957,100	
II 評価・換算差額等							

1. その他有価証券評価 差額金 評価・換算差額等計			—			△4	
			—			△4	
純資産合計			3,399,357	75.5		3,957,095	71.8
負債・純資産合計			4,500,987	100.0		5,508,473	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益	※ 1						
1. 運用受託報酬			2,360,939			2,135,993	
2. 投資助言報酬			366,377			404,480	
3. 委託者報酬			1,582,395			2,872,181	
4. その他営業収益			314,703			296,538	
営業収益計			4,624,415	100.0		5,709,193	100.0
II 営業費用							
1. 広告宣伝費			42,981			56,874	
2. 調査費			264,997			270,603	
3. 委託費			990,113			1,032,157	
4. 支払手数料			473,860			1,100,800	
5. 営業雑経費			21,659			26,167	
営業費用計			1,793,613	38.8		2,486,604	43.6
III 一般管理費	※ 1						
1. 給料			1,638,561			1,944,372	
(1) 役員報酬		125,491			199,422		
(2) 給料・手当		939,282			924,803		
(3) 賞与		302,287			548,619		
(4) 賞与引当金繰入額		150,870			122,324		
(5) 役員賞与引当金繰入額		23,502			50,085		
(6) その他報酬給料		988			0		
(7) 福利厚生費		96,139			99,116		
2. 交際費			1,607			1,602	
3. 旅費交通費			3,014			1,417	
4. 租税公課			37,008			39,843	
5. 不動産賃借料			119,348			121,608	
6. 退職給付費用			46,123			50,704	
7. 固定資産減価償却費			6,340			6,560	
8. 業務委託費			27,732			18,620	
9. 諸経費			78,454			80,201	
一般管理費計			1,958,191	42.3		2,264,930	39.7
営業利益			872,610	18.9		957,659	16.8
IV 営業外収益							
1. 受取利息及び配当金			7			14	
2. 雑収入			—			1	
3. 為替差益			—			—	
営業外収益計			7	0.0		15	0.0
V 営業外費用							
1. 雑損失			66			32,241	
2. 為替差損			9,642			12,299	
営業外費用計			9,708	0.2		44,540	0.8
経常利益			862,909	18.7		913,133	16.0
VI 特別損失							
1. 特別退職金			8,789			25,011	
2. 固定資産除却損			94			—	
特別損失計			8,884	0.2		25,011	0.4
税引前当期純利益			854,024	18.5		888,122	15.6
法人税、住民税及び 事業税			154,495	3.3		265,879	4.7
法人税等調整額			133,136	2.9		64,499	1.1
当期純利益			566,393	12.2		557,742	9.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	—	—	2,832,964
当期変動額									
当期純利益				566,393	566,393	566,393			566,393
当期変動額合計	—	—	—	566,393	566,393	566,393	—	—	566,393
当期末残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	—	—	3,399,357

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	—	—	3,399,357
当期変動額									
当期純利益				557,742	557,742	557,742			557,742
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							△4	△4	△4
当期変動額合計	—	—	—	557,742	557,742	557,742	△4	△4	557,738
当期末残高	140,500	85,500	85,500	3,731,100	3,731,100	3,957,100	△4	△4	3,957,095

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

221,737千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

中期経営計画では、当事業年度において新型コロナウイルスの金融市場および投資家心理に及ぼす影響は限定的であったことから、順調な収益増加が見込まれると仮定してしています。

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、運用残高の増加、主要顧客に対する実績報酬、並びに営業費用及び一般管理費の増加です。

2022年1～12月の運用残高の流入と流出を相殺した予想実質増加額は、過去の実績推移をもとに足元の経営環境を加味して見積もっております。また、以降の各年度における運用残高の実質増加額は、2022年1～12月の予想実質増加額と同程度と仮定して見積もっております。

ただし、解約及び償還の実績・予定等も別途考慮しております。

実績報酬は、来期以降は保守的に緩やかに減少すると見積もっています。

営業費及び一般管理費については来期以降は緩やかに増加すると見積もっています。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

中期経営計画の前提となっている運用残高増加と実績報酬は、見積りの不確実性が高く金融市場による影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、繰延税金資産の取崩しにより当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和 3年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 4年 3月31日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 58,903千円	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 63,004千円
※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次の とおりであります。 (千円)	※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次の とおりであります。 (千円)
	未収運用受託報酬 104,103		未収運用受託報酬 92,095
	未払費用 55,374		未払費用 56,763

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)		当事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)	
※ 1	関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円)	※ 1	関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円)
	運用受託報酬 1,200,020		運用受託報酬 1,078,065
	給料 1,576,212		給料 1,944,372

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達には株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損や計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 3年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—

当事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	192	192	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 3年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,705,534	—
(2) 未収運用受託報酬	870,412	—
(3) 未収委託者報酬	263,661	—
(4) その他未収収益	233,146	—
合計	4,072,753	—

当事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	3,289,315	—
(2) 未収運用受託報酬	705,950	—
(3) 未収委託者報酬	884,137	—
(4) 未払金	492,711	—
合計	5,372,115	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託については開示しておりません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和 3年 3月31日現在）

該当なし

当事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	192	199	△ 6
合計		192	199	△ 6

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 3年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 4年 3月31日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金（注）	79,259	税務上の繰越欠損金	—
未払費用	146,766	未払費用	137,684
賞与引当金	49,479	賞与引当金	69,442
未払事業税	9,590	未払事業税	13,265
その他	1,139	その他	1,344
繰延税金資産小計	286,235	繰延税金資産小計	221,737
評価性引当額	—	評価性引当額	—
繰延税金資産合計	286,235	繰延税金資産合計	221,737

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	—	—	—	79,259	—	—	79,259
評価性引当金額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	0	79,259	0	—	(b) 79,259

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金79,259千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年3月期から平成28年6月期において、平成28年7月に吸収合併した旧マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和 3年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 4年 3月31日現在)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.56%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	7.10%
住民税均等割	0.27%	住民税均等割	0.26%
その他	△0.77%	その他	△0.78%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	33.68%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	37.20%

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

当事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)	
運用受託報酬	2,135,993
投資助言報酬	404,480
委託者報酬	2,382,145
成功報酬	490,036
その他営業収益	296,538
	<u>5,709,193</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	シンガポール	日本	その他	合計
478,790	147,013	2,392,869	23,346	3,042,020

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,582,395千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,230,411	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	475,839	資産運用業
適格機関投資家 A	606,533	資産運用業
適格機関投資家 B	134,781	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	その他	合計
469,982	125,050	2,137,488	104,490	2,837,012

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬2,872,181千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,078,065	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	466,895	資産運用業
適格機関投資家 A	463,931	資産運用業
適格機関投資家 B	141,303	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,200,020	未収運用受託報酬	104,103
							出向者負担金等	1,706,195	未払費用等	55,374

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニュライフ 生命保険 株式会社	東京都 新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任 契約 事務委託 役員の兼務	運用受託 報酬の 受取	1,078,065	未収運用 受託報酬	92,095
							出向者 負担金等	2,077,037	未払費用 等	56,763

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万 香港 ドル) 1,926	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	98,928	その他未 収収益	12,017
						委任契約	投資助言 報酬	217,029	その他未 収収益	22,060
						再委任 契約	再委託費 の支払	187,246	未払 費用	36,621
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 1.0	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	453,808	未払 費用	283,062

当事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万 香港 ドル) 2,840	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	131,454	その他未 収収益	16,696
						委任契約	投資助言 報酬	275,585	その他未 収収益	22,387
						再委任 契約	再委託費 の支払	178,079	未払 費用	16,463
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 61	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	431,604	未払 費用	212,163
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 19,954	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	9,600	前受 収益	67,204

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)
1株当たり純資産額 1,677,038.75円 1株当たり当期純利益金額 279,424.33円	1株当たり純資産額 1,952,193.17円 1株当たり当期純利益金額 275,156.72円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	566,393	557,742
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	566,393	557,742
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027	2,027

(重要な後発事象)

該当事項なし

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第19期中間会計期間末 (令和4年9月30日現在)			
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金・預金			4,157,038
2. 前払費用			28,511
3. 未収運用受託報酬			318,533
4. 未収投資助言報酬			41,533
5. 未収委託者報酬			999,875
6. その他未収収益			114,601
7. 仮払消費税等	※1		108,122
8. 前払消費税等	※1		101,574
9. その他流動資産			7,795
流動資産計			5,877,585
II 固定資産			
1. 有形固定資産			39,737
(1) 建物	※2	26,438	
(2) 器具備品	※2	13,298	
2. 無形固定資産			6,659
(1) ソフトウェア		6,659	
3. 投資その他の資産			410,587
(1) 繰延税金資産		299,707	
(2) 敷金		110,690	
(3) 投資有価証券		188	
固定資産計			456,983
資産合計			6,334,568
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 未払金	※1		725,212
(1) 仮受消費税等		252,217	
(2) 未払代行手数料		472,359	
(3) その他未払金		635	
2. 未払費用			442,958
3. 未払法人税等			251,420
4. 役員賞与引当金			110,710
5. 賞与引当金			377,996
6. 預り金			41,924
7. 前受収益			9,886
流動負債計			1,960,107
II 固定負債			
1. 役員賞与引当金			24,453
2. 賞与引当金			107,374
3. 長期前受収益			67,020
固定負債計			198,848
負債合計			2,158,956
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			140,500
2. 資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
3. 利益剰余金			3,949,619
(1) その他利益剰余金		3,949,619	
(i) 繰越利益剰余金		3,949,619	
株主資本計			4,175,619
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△ 7

評価・換算差額等計 純資産合計 負債・純資産合計			△ 7
			4,175,612
			6,334,568

(2) 中間損益計算書

第19期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)			
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 運用受託報酬			760,645
2. 投資助言報酬			172,921
3. 委託者報酬			1,889,148
4. その他営業収益			147,383
営業収益計			2,970,099
II 営業費用			
1. 広告宣伝費			20,660
2. 調査費			137,912
3. 委託費			551,753
4. 支払手数料			778,398
5. 営業雑経費			12,886
営業費用計			1,501,612
III 一般管理費			
1. 給料			903,816
(1) 役員報酬		31,224	
(2) 給料・手当		455,626	
(3) 賞与		15,479	
(4) 賞与引当金繰入額		264,226	
(5) 役員賞与引当金繰入額		83,691	
(6) その他報酬給料		4,407	
(7) 福利厚生費		49,158	
2. 交際費			1,561
3. 旅費交通費			2,469
4. 租税公課			19,975
5. 不動産賃借料			59,620
6. 退職給付費用			23,997
7. 固定資産減価償却費			3,467
8. 業務委託費			34,274
9. 諸経費			40,964
一般管理費計			1,090,147
営業利益			378,339
IV 営業外収益			
1. 受取利息及び配当金			7
営業外収益計			7
V 営業外費用			
1. 雑損失			0
2. 為替差損			6,983
営業外費用計			6,984
経常利益			371,362
税引前中間純利益			371,362
法人税、住民税及び事業税			230,811
法人税等調整額			△ 77,969
中間純利益			218,519

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	140,500	85,500	85,500	3,731,100	3,731,100	3,957,100	△ 4	△ 4	3,957,095
当中間期変動額									
中間純利益	－	－	－	218,519	218,519	218,519	－	－	218,519
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△ 2	△ 2	△ 2
当中間期変動額合計	－	－	－	218,519	218,519	218,519	△ 2	△ 2	218,517
当中間期末残高	140,500	85,500	85,500	3,949,619	3,949,619	4,175,619	△ 7	△ 7	4,175,612

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （令和４年９月30日現在）	
※ 1	消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額 65,070千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（令和４年９月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	188	188	—

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収運用受託報酬、（3）未収委託者報酬、（4）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権の当中間会計期間末日後の償還予定額

当中間会計期間末（令和４年９月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
（1）現金・預金	4,157,038	—
（2）未収運用受託報酬	318,533	—
（3）未収委託者報酬	999,875	—
（4）未払金	725,212	—
合計	6,200,659	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	188	—	188
資産計	—	188	—	188

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間末（令和4年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	188	199	△10
合 計		188	199	△10

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

当中間会計期間	
自 令和4年4月1日	
至 令和4年9月30日	
運用受託報酬	760,645
投資助言報酬	172,921
委託者報酬	1,889,148
成功報酬	0
その他営業収益	147,383
	<u>2,970,099</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	その他	合計
219,157	37,734	761,365	62,692	1,080,950

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,889,148千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	471,867	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	217,325	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 (自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日)	
１株当たり純資産額	2,059,996.37 円
１株当たり中間純利益金額	107,804.41 円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日)
中間純利益金額（千円）	218,519
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	218,519
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>**（1）受託会社**

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2022年10月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（再信託受託会社） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (2022年9月末現在)	

（2）販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (2022年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	2,782.9百万香港ドル (2021年12月末現在)	主として年金用ファンド・投資信託などの設計・運営・投資運用業務を営んでいます。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年3月17日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）の2022年6月24日から2022年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）の2022年12月23日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年6月24日から2022年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月17日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2022年6月24日から2022年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・中国債券インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2022年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年6月24日から2022年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月18日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。